

こ家第 1098 号
令和 6 年 2 月 22 日

各 位

富山県厚生部こども家庭室子育て支援課長
(公 印 省 略)

第 4 子以上誕生お祝い事業に係る「とやまっ子お祝いパスポート」の取り扱いについて (通知)

県民の皆様には、日頃より県政全般にわたりご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、県では各関係施設等のご協力の下、第 4 子以上のお子さんが誕生した家庭に「とやまっ子お祝いパスポート」(以下、「お祝いパスポート」という。)を配布してきましたが、今年度をもって配布を終了することとなりました。

つきましては、今後のお祝いパスポートの取扱いについては、下記のとおりといたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 お祝いパスポートの配布について

令和 5 年度生まれの第 4 子以上のお子さんまで、運用要領様式第 2 号に基づき申請を受け付けます。(令和 6 年度生まれ以降は配布しません。)恐れ入りますが、再発行は令和 6 年 3 月 29 日 (金) までに受け付けたもの (必着) で終了させていただきます。

2 発行済みのお祝いパスポートの有効期限について

お持ちのお祝いパスポートに記載されている有効期限に関わらず、令和 7 年 3 月 31 日 (月) までの有効期限とさせていただきます。

事務担当

切れ目ない子育て支援担当

TEL : 076-444-3208

FAX : 076-444-3493